

法令等の略称

本書で略称している法令等の正式名称は、次のとおりである。

免 許 法	教育職員免許法	(昭和 24 年法律第 147 号)
施 行 規 則	教育職員免許法施行規則	(昭和 29 年文部省令第 26 号)
2 9 改 正 法	教育職員免許法の一部を改正する法律	(昭和 29 年法律第 158 号)
6 3 改 正 法	教育職員免許法の一部を改正する法律	(昭和 63 年法律第 106 号)
1 0 改 正 法	教育職員免許法の一部を改正する法律	(平成 10 年法律第 98 号)
1 2 改 正 法	教育職員免許法の一部を改正する法律	(平成 12 年法律第 29 号)
1 0 改 正 省 令	教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令	(平成 10 年文部省令法律第 28 号)
施 行 法	教育職員免許法施行法	(昭和 24 年法律第 148 号)
施 行 法 施 行 規 則	教育職員免許法施行法施行規則	(昭和 29 年文部省令第 27 号)
特 例 法	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律	(平成 9 年法律第 90 号)
特 例 法 施 行 規 則	小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則	(平成 9 年文部省令第 40 号)
県 教 委 規 則	教育職員の免許状に関する規則	(昭和 43 年鳥取県教育委員会規則第 8 号)
12 改 正 県 教 委 規 則	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則	(平成 12 年鳥取県教育委員会規則第 11 号)